

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県市町村総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	112.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	49.7	%
全職員	84.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	96.1	%
本庁課長相当職	-	%
本庁課長補佐相当職	-	%
本庁係長相当職	-	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	-	%
31～35年	93.2	%
26～30年	-	%
21～25年	-	%
16～20年	-	%
11～15年	95.7	%
6～10年	107.4	%
1～5年	171.4	%

【説明欄】

- ① 次の区分については、該当者が存在しないため「-」で表記している。
 2 (1) 役職段階別職員区分
 本庁課長相当職：男性の職員がいないため
 本庁課長補佐相当職及び本庁係長相当職：女性の職員がいないため
 2 (2) 勤続年数
 36年以上：男性の職員がいないため
 26～30年及び21～25年：対象となる職員がいないため
 16～20年：女性の職員がいないため
 ② 2 (2) 勤続年数区分1～5年は、千葉県からの派遣職員(管理職)を含む。